

令和5年度 働き方改革推進支援助成金の 申請をサポートいたします

11月末までの申請期限ですが、例年、本来の申請期限より早く予算到達し終了しています。
検討されている歯科技工所様はお早目にお問い合わせください。

助成金を使用した導入例



鑄造機が実質60万円引き！

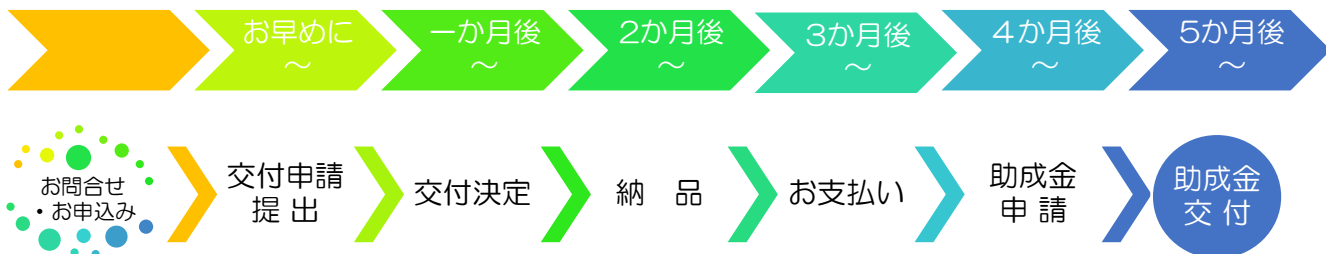


スキャナー、CADソフトセットを
実質110万で購入！



3Dプリンターが実質60万円引き！

日程イメージ（申請状況により変わります）



成果目標と助成額

※設備投資額（税抜価格）× 4/5

①年次有給休暇「計画的付与制度」の新設		25万円上限		併給可能	
②「時間単位年休制度」の新設、及び「特別休暇制度」の新設		25万円上限			
※既に導入済みの制度は申請対象外です。					
③賃金引上げ加算		・・・上記①②に加えて、下記に応じて上限金額アップ			
引上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11人以上	
3%以上引き上げ	30万円	60万円	100万円	1人当たり10万円(上限300万円)	
5%以上引き上げ	48万円	96万円	160万円	1人当たり16万円(上限480万円)	

※賃金引上げ対象は、常勤、パート、アルバイトなど雇用形態を問いません。

対象事業主様

- ・従業員さまを雇われている事業主様
- ・2024年1月末までの機器導入をご検討中の事業主様